

(3) 引受計画の設定と実施方策

農業保険事業の規模に計画した目標を達成するため、下記の重点事項を推進する。特に引受推進にあたっては、収入保険と農業共済をセットするなど、効率的な方法をとることを基本とする。

ア 農作物共済

(ア) 引受推進にあたっては、令和3年産の加入申込書配布等の機会に、令和2年産の水稻共済の一筆方式の加入者に対し、青色申告の実施状況、米の乾燥の委託状況のアンケート調査（保険メニューの提案）を実施のうえ、戸別訪問などによる加入推進に取り組む。

(イ) 本県の令和3年産水稻の「生産の目安」等は生産量で100,420t、面積で20,750haが県再生協議会から示された。計画面積は、前年産作付面積に統計作付面積変動率(過去3年平均)を乗じて予想作付面積を算出し、前年産の引受率を乗じたものから収入保険移行面積を除いたものを設定する。平成30年産より米の直接支払交付金や生産目標配分が廃止される中で地域再生協議会と連携し、有資格農業者に関する情報収集を行い、加入推進に努める。また、飼料用として作付した場合は類区分に留意し、適正引受を行う。

(ウ) 麦は、調査面積等を参考にした令和4年産予想作付面積を基本に収入保険移行面積を考慮し計画面積を設定する。九州農政局等と連絡を密にして適正な引受を行う。

(エ) 事業規程で定められた加入申込関係書類の提出期限及び共済掛金払込期限の厳守など、適正な事業運営を行う。

(オ) 農家の動向等を把握し、任意加入制に対応する。また、令和3年産で一筆方式が廃止されるにあたり、令和2年度に実施したアンケートの結果を活用し、収入保険や他の引受方式への移行をすすめる。

イ 家畜共済

(ア) 有資格頭数を適切に把握し、引受目標を設定してその達成に努める。

(イ) 引受推進にあたっては、関係機関団体等と連携して有資格農業者に関する情報の収集とリストの更新に努め、役職員等が制度説明資料（パンフレット等）を持参して戸別訪問を行い、制度の内容を周知し加入の意思を確認するよう指導する。推進にあたっては、畜産経営の安定に寄与するため死亡廃用共済と疾病傷害共済のセット加入を基本とする。

(ウ) 肉豚共済の引受推進を図るために、鹿児島県養豚研究会に出席し、改めて制度の周知を図り、加入推進に努める。一方、CSF（豚熱）等の防疫に関する会合への出席・関係機関への協力を積極的に行う。

(エ) 改正制度については、説明会や内部会議会等を開催して制度の正しい理解を促し、適切な事業の実施を徹底する。

(オ) 個体識別情報一括取得システムの利用拡大と積極的な活用を促し、引受と異動の確認業務の合理化を図る。

ウ 果樹共済

(ア) 果樹は、前年産引受面積の100%を計画面積として設定する。加入推進にあたっては、関係機関団体等と連携して有資格農業者に関する情報の収集とリストの更新に努め、役職員等が制度説明資料を持参して戸別訪問を行い、制度の内容を周知し加入の意思を確認する。

(イ) 園地台帳等の整備補完を徹底するとともに、実態に即した標準収穫量等の設定や補償割合及び付保割合等農家選択の自由度を活用した引受推進に努める。

(ウ) 事業規程で定められた加入申込関係書類の提出期限及び共済掛金払込期限の厳守など、適正な事業運営を行う。

エ 畑作物共済

(ア) ばれいしょは、前年産引受面積を基本に計画面積を設定する。加入推進に当たっては、関係機関団体等と連携して有資格農業者に関する情報の収集とリストの更新に努め、役職員等が制度説明資料を持参して戸別訪問を行い、制度の内容を周知し加入の意思を確認する。

(イ) 大豆は、前年産引受面積を基本に計画面積を設定する。加入推進に当たっては、関係機関団体等と連携して有資格農業者に関する情報の収集とリストの更新に努め、役職員等が制度説明資料を持参して戸別訪問を行い、制度の内容を周知し加入の意思を確認する。集団転作地（プロックローテーション）の栽培大豆を中心に加入推進を行い、不適格耕地に留意するとともに、九州農政局等との連携を密にして、適正引受を行う。

(ウ) さとうきびは、島ごとの引受率に大きな格差があるため、前年産（島別）の引受面積に各島の引受率に応じた加算率を乗じた面積から収入保険移行面積を除く計画面積を設定する。加入推進に当たっては、関係機関団体等と連携して有資格農業者に関する情報の収集とリストの更新に努め、役職員等が制度説明資料を持参して戸別訪問を行い、制度の内容を周知し加入の意思を確認する。

(エ) 関係機関団体等と連携強化を図りながら、引受拡大に努める。

(オ) 事業規程で定められた加入申込関係書類の提出期限及び共済掛金払込期限の厳守など、適正な事業運営を行う。

(カ) 補償割合等農家選択の自由度を活用した加入推進に努める。

オ 園芸施設共済

(ア) 引受推進にあたっては、関係機関団体等と連携して有資格農業者に関する情報を収集し、リストの更新に努めるとともに、役職員等が制度説明資料を持参して戸別訪問を行う。また、改正制度の内容周知の徹底と農家のニーズに即した引受推進を行うとともに未加入農家に対して、継続した加入推進を図る。

(イ) 単年度の事業計画に加え、戸数加入率についての中長期的な（3カ年等の）

目標値を設定し、その実現に向けた重点取組事項を掲げて加入率の増加に繋げる。

(ウ) 関係機関団体や業者との連携を深めるため、本所・支所ごとに引受協議会や制度説明会等を開催し、補償内容等の選択肢が多様化していく改正制度への理解と協力要請を行い、引受率の向上に繋げる。

(エ) 制度の見直し内容に対応した引受審査・引受評価並びに引受開始後の異動処理を的確に行うなど、引受業務の適正化を図る。

(オ) 施設園芸農家との接点強化に繋がっている土壤診断サービス及びその診断結果をもとに土づくり講習会等を開催し、加入者の維持拡大に努める。

カ 建物共済

(ア) 支所ごとの計画を基本に目標共済金額を設定する。加入者の補償を充実するため、前年に引き続き仕組み改定内容の周知徹底と満額加入を進める。

(イ) 引受及び損害評価処理などがスムーズに行われるよう担当者講習会及び担当者会議を開催する。

(ウ) 加入者の補償充実を図る特約への加入と新規引受を推し進める。

(エ) 任意共済全国研修会へ積極的に参加して、職員の事業推進に対する意識を高める。

キ 農機具損害共済

(ア) 支所ごとの計画を基本に目標金額及び台数を設定する。

(イ) 引受及び損害評価処理などがスムーズに行われるよう担当者講習会及び担当者会議を開催する。

(ウ) 補償充実を図るための臨時費用担保特約の引受や新規加入者の引受を推し進める。

(エ) 加入者間の衡平性を図るために導入した「無事故割引有事故割増料率制度」の周知に引き続き努め、事業の安定化と引受拡大に繋げる。

(オ) 鹿児島県農業機械連絡協議会に引き続き加入し、農機具販売店等の協議会会員に対し、農機具共済の仕組みについて、一層のPR活動を行う。

(4) 損害評価の適正化の方策

ア 農作物共済

(ア) 作況調査等により作柄及び被害状況を的確に把握する。また、早期水稻作柄検討会の検討結果により的確な情報提供を行い、組合員から適正な被害申告がなされるよう努める。

(イ) 水稻については評価打合会を開催し、全筆調査及び農家申告抜取調査における損害評価員の評価技術の向上(統一)を図る。

(ウ) 抜取調査の効率化と精度の向上を図るため、被害実態に応じた適切な評価地区設定と所定の抜取調査筆数を確保する。

(エ) 共済事故以外の減収に対する分割評価を徹底するよう努める。

(オ) 試験研究機関や九州農政局など関係機関団体と連携を図りながら、損害評価の適正化に努める。

(カ) 一筆半損特例が円滑に実施できるよう、担当者講習会等を通じて職員間で共通認識を深める。

イ 家畜共済

(ア) 廃用事故の本所獣医職員による現地確認及びテレビ電話等による確認を増やすとともに、廃用認定基準の徹底を図る。

(イ) 特定包括肉豚・種豚に係る画像による事故確認方法の周知を図る。

(ウ) 事故発生の傾向と、事故が多発する原因を調べ、それに対する対応を検討するとともに、損害評価の適正化に努める。

(エ) 診療技術の進歩及び法令等の改正に即した病傷給付を行うために『家畜共済の病傷事故給付基準細則』を改定し、病傷審査を徹底するとともに、指定獣医師に改定内容の周知を行う。また、支所等の行う現地確認調査について指導、協力する。

ウ 果樹共済

(ア) 開花状況調査を実施し、当該年産の初期生育状況を把握するとともに、適正な基準収穫量の設定の参考とする。

(イ) 担当者講習会のほか、収穫期前に開催する損害評価打合会に併せて現地研修を実施し、現地調査方法を含めた適正な損害評価に努める。

(ウ) 作況調査等により作柄及び被害状況等を的確に把握する。

(エ) 共済事故以外の減収に対する分割評価を徹底するよう努める。

(オ) 試験研究機関など関係機関団体と連携を図りながら、損害評価の適正化に努める。

(カ) 農家申告抜取調査へ円滑に実施できるよう、担当者講習会等を通じて職員間で共通認識を深める。

エ 畑作物共済

(ア) 職員を対象に大豆評価打合会を開催し、損害評価の適正化と評価技術の向上を図る。

(イ) 製糖会社やJA等との連携を密にして、さとうきび共済加入者の出荷量、糖度等を的確に把握する。

(ウ) 共済事故以外の減収に対する分割評価を徹底するよう努める。

(エ) 試験研究機関や九州農政局など関係機関団体との連携を図りながら、損害評価の適正化に努める。

オ 園芸施設共済

- (ア) 加入者の事故発生通知から本所への損害通知までを速やかに行うことで、より適正な被害状況の確認に努める。
- (イ) 損害評価要領に基づく評価を徹底し損害評価の適正化に努める。
- (ウ) 損害額のとりまとめを迅速に行い、共済金の早期支払いに努める。

カ 建物共済

- (ア) 事故発生時には、速やかな対応を行い、共済金等の早期支払いに努める。
- (イ) 担当職員を対象に講習会を開催し、評価技術の向上を図る。
- (ウ) 他共済（保険）機関との連携を密にし、スムーズな共済金等の支払いに努める。
- (エ) 担当職員の損害評価技術向上のために、建物共済損害評価技術研修会に参加する。

キ 農機具損害共済

- (ア) 適正な評価を行うため農機具メーカー及び関係機関等との連携・協調を図る。
- (イ) 損害評価の精度が向上するよう担当職員を対象に農機具損害共済技術講習会を開催し、農業機械に関する知識等の習得を図る。
- (ウ) 速やかな事故報告と的確な必要書類の整備を行い、共済金等の早期支払いに努める。
- (エ) 担当職員の損害評価技術向上のために、農機具専門講習会（実習）に参加する。

（5）損害防止事業の実施方策

ア 農作物・畑作物・果樹

- (ア) 関係機関団体等から病害虫発生予察情報など各種情報の提供を受け、各種広報手段により農家に周知させるよう努める。
- (イ) 農業航空事業など各種植物防疫関係会議に参加する。

イ 家畜共済

- (ア) 特定損害防止事業が効果的に実施できるよう適切な指導を行う。
- (イ) 事故多発防止事業検討会を開催し情報交換を行うことで、損害防止事業を円滑に行う。
- (ウ) 損害防止事業の一環として計画実施する削蹄事業に協力した地区削蹄師会の育成強化と、牛削蹄事業の推進母体である鹿児島県牛削蹄師会の運営強化を図るため、牛削蹄事業推進助成金及び牛削蹄師会助成金を予算の範囲内で交付する。
- (エ) 事故対策、飼養管理指導を目的として、事故多発農家や大規模畜産農家等を対象とした牛群検診（現地での調査、採血、診察等及び血液検査）を実施する。
- (オ) 損害防止、病傷事故診療支援を目的として、家畜診療所獣医師、指定獣医師から依頼された臨床病理検査（血液一般検査、生化学検査、ビタミン定量検査、感受性試験等）を実施する。
- (カ) 牛伝染性リンパ腫の事故の増加に対応して、家畜診療所獣医師、指定獣医師から依頼されたB L V検査を実施し、拡大阻止に努める。
- (キ) 自給飼料に起因する疾病防止のために、牧草地の土壤分析及び牧草の硝酸態窒素濃度の測定を実施する。

(ク) 特定損害防止事業の効果的実施を目的に、牛群検診、血液検査等の支援を行う。

(ケ) 関係機関との連携、畜産諸施策に対する協力を目的として、関係機関から委託された臨床病理検査（血液一般検査、生化学検査、ビタミン定量検査等）を実施する。

(コ) 家畜共済の適正な診療を支援するための臨床病理検査技術の習得及びその活用に努める。

(サ) 家畜診療所獣医師及び指定獣医師の技術研修のために、家畜共済獣医師研修会を開催する。

(シ) 九州各县の農業共済組合及び全国農業共済協会が開催する研修会・講習会に参加する。

(ス) 家畜診療所獣医師及び指定獣医師の研究、調査等への助言、協力をを行う。

ウ 園芸施設共済

(ア) 関係機関等から病害虫発生予察情報など各種情報の提供を受け、各支所に伝達するとともに各種広報手段により農家に周知させるよう努める。

(イ) 土壌診断サービスを実施し、その結果をもとに各地で「土づくり講習会」を開催する。

(6) 事業執行体制の整備

ア 事務執行体制の整備方法

(ア) 理事会は、年6回（4月、5月、7月、11月、1月、3月）定例で開催し、事業計画の設定、事業の進行や成果、会計状況等を審議し、定款等法令を遵守した適正な業務執行に努める。

(イ) 監査会は、年3回（5月、11月、1月）定例で開催し、監査方針、監査計画、監査要領を決定し、理事の業務執行状況について、年2回監査する。また、監査計画に基づき、内部監査を実施し、監事監査と連携して、内部牽制の強化を図る。

(ウ) 各種研修会に派遣する等、人材育成を行うとともに職員の年齢構成の平準化や計画的な人事管理を行う。

(エ) 毎月1回程度、部長等による定例会議を開催するとともに、内部イントラネットページを活用して職員全体で課題と情報の共有化を図り、職員間の意思統一を図る。

(オ) リスク管理規程に基づく各リスクの管理、セキュリティポリシーに基づく情報資産及び個人情報の保護、また、コンプライアンス基本方針に基づく健全な組織運営により、組合員等から信頼される倫理観を持った組織の確立に努める

イ 共済連絡員の配置及び計画

(ア) 地区の実態に応じて共済連絡員（3,037名）を配置する。

(イ) 事業の円滑な運営のため、組合員等と組合間の連絡の任に就き、各種書類等の配布・とりまとめ、事業の推進等にあたる。

ウ 職制及び職員の配置計画

(ア) 県下を統括する本所と、各地域に配置された8支所により連携して業務の執行にあたる。

(イ) 独立した内部監査部署である監査室を設置し、内部牽制機能の充実とコンプライアンス態勢の整備を図る。

(ウ) 部署ごとの業務量を的確に把握し、効率的な職員の配置に努めることで、適正な事業運営と事務処理の効率化を図る。

エ 役職員研修等の体制及び計画

(ア) 役員については、独自の講習会を計画せず、選抜により全国農業共済協会主催の NOSAI 理事研修会に参加する。

(イ) 職員については、選抜により農林水産省及び全国農業共済協会主催の講習会等に参加させる。

(ウ) 本組合主催の研修会を以下の計画により開催し、職員の資質向上に努める。また、コンプライアンスおよび人権・同和問題に係るカリキュラムを組み入れることに努める。

講習会の種類	内 容	日数
NOSAI 新人職員研修会	共済事業の概要等	2
NOSAI 管理職研修会	コミュニケーション技能の習得等（管理職向け）	2
NOSAI 中堅職員研修会	コミュニケーション技能の習得等（中堅職員向け）	2
収入保険制度実務研修会	収入保険制度の実務に係る実務	1
収入保険制度研修会	収入保険制度の概要	1
農業簿記研修会	農業簿記の記載方法	1
果樹共済担当者講習会	果樹共済の実務	1
園芸施設共済担当者講習会	園芸施設共済の実務	2
任意共済担当者講習会	任意共済の実務	2
農作物・畑作物共済担当者講習会	農作物・畑作物共済の実務	2
農機具損害共済技術講習会	農機具損害共済の実務	1
家畜共済制度講習会	家畜共済の実務	1
家畜共済獣医師研修会	診療技術の研修・発表	2
家畜共済担当者会及び研修会	家畜共済の実務	2

(7) 予算統制の方策

ア 資金の効率的運用

(ア) 資金計画を適切に策定し、資金の効率的運用を図りながら、共済金の早期支払いに努める。

(イ) 経営の健全化のため、長期展望に立った事業運営に努めるとともに、毎月、予算差引簿により予算の執行状況を把握し、諸経費の適正執行と、より一層の節減に努める。

イ 余裕金の適切な運用

(ア) 余裕金の運用にあたっては、余裕金運用管理委員会で運用の基本方針を審議し、理事会の承認を得て、方針に従い運用することとし、共済金の支払いに支障を来すことなく、安全で確実な運用に努める。

(イ) 余裕金の運用状況を定期的に余裕金運用管理委員会に報告する。